

## (仮称)川崎市地球温暖化対策条例の構成イメージ

## 1 総則

## 1-1 各主体の責務など

未検討

## 【想定される内容】

市民、事業者、市、環境保全活動団体などの責務規定をおく  
 市については、総合的かつ計画的な地球温暖化対策の策定・実施、率先行動、協働した取組など  
 事業者については、温室効果ガスの排出の抑制、市の施策への協力など  
 市民については、温室効果ガスの排出の抑制、市の施策への協力など

## 1-2 協働による施策推進など

未検討

## 【関連意見等】

協働した施策の推進

## 【想定される内容】

市民、事業者、市が協働しながら、地球温暖化対策を推進する

## 2 地球温暖化対策に係る施策等

## 2-1 温暖化対策に係る計画策定など

未検討

## 【関連意見等】

温室効果ガスの削減目標を計画に盛り込む根拠をおく  
 計画(PLAN)、実施(DO)、評価(CHECK)、改善(ACTION)というPDCAサイクルが必要

## 【想定される内容】

市長は、計画期間、計画目標、必要な措置等を定めた計画を策定

計画策定のプロセスや、進捗管理の方法

具体的な措置の内容として、例えば地球温暖化対策推進法では、次の事項を規定

- ・事業者又は市民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進
- ・再生可能エネルギーの利用の促進
- ・公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進 など地域の環境整備
- ・廃棄物の発生抑制の促進その他循環型社会の推進に関する事項

あわせて、地球温暖化対策推進法では、都市計画、農業振興地域整備計画その他の温室効果ガスの排出抑制に関係のある施策は、当該施策の目的達成との調和を図りつつ、連携して排出抑制が行われるよう配慮すると規定

## 2-2 事業活動に関する地球温暖化対策(大規模事業者に対する計画書・報告書制度)

## 【目的】

- (1)優れた環境技術や省エネルギー技術を有する事業者の取組を積極的に示す
- (2)情報の見える化を行うことで温室効果ガス削減の自主的な取組を促す
- (3)地域で環境行政を担う川崎市が事務を行うことで相乗効果を発揮する
- (4)川崎市として温暖化対策を推進していく上での基礎資料として活用する

## 【概要等】

一定規模以上の事業者(原油換算で1500kl以上の燃料を使用するものを想定)は、工場等の個表を含む事業者全体の計画書を作成し、市長に提出

計画に基づく取組や温室効果ガスの排出状況を、毎年度、市長に報告

市長は、提出された計画書及び報告書を評価

市長は、提出された計画書及び報告書の概要とともに、評価結果を公表

市長は、事業者の行う地球温暖化対策について、表彰

計画書・報告書の中では、温室効果ガス削減に直接寄与する市域外で取組、再生可能エネルギーの導入、製品や技術を通じた市域外での温室効果ガスの削減の取組を考慮することを検討する。

計画書・報告書制度の創設に当たっては、神奈川県等の内容と調整を図り、手続きの重複を回避する。

## 2-3 エネルギー供給事業者による情報提供

## 【目的】

- (1)温室効果ガスの排出量について、行政区別など、より狭域で把握する
- (2)当該データの公表による「見える化」を推進する
- (3)当該データを川崎市の温暖化対策の立案の基礎資料として活用する

## 【概要等】

市域内にエネルギーを供給している事業者は、その事業に係る資料を市長に提出

第2回特別部会議論内容

第3回特別部会議論内容

未検討事項

## 2-4 再生可能エネルギー等の利用の促進

検討中

**【関連意見等】**

川崎の特徴である排熱の利用について条例に規定すべき  
再生可能エネルギーの利用促進を明記する

**【想定される内容】**

## 2-5 開発事業・建築行為に係る計画段階での配慮

検討中

**【関連意見等】**

開発事業について、再生可能エネルギーの導入や、省エネに努める根拠が必要

**【想定される内容】**

大規模な開発事業や建築行為の計画段階で温室効果ガスの排出抑制の配慮を促す

## 2-6 その他の施策

未検討

**【想定される事項】**

他の条例等と関連などから、次のような事項のについて努力義務等を盛り込むことが想定される

- ・公共交通機関の利用の推進
- ・緑の保全及び緑化の推進
- ・廃棄物の発生抑制など循環型社会の形成
- ・環境産業の育成等
- ・他自治体との連携
- ・国際協力の推進
- ・環境教育及び環境学習の推進 など

## 3 組織整備

### 3 地球温暖化対策に係る組織整備

**【目的】**

地球温暖化対策の推進体制を整備するため、地球温暖化対策推進法の改正により、政令指定都市でも指定できるようになった地域地球温暖化防止活動推進センター等の支援根拠を定める。

**【概要等】**

必要に応じて、地方公共団体実行計画協議会を設置する  
地域地球温暖化防止活動推進センターを指定(今後指定を検討)し、必要に応じて支援を実施  
地球温暖化防止活動推進員を委嘱し、必要に応じて支援を実施  
地球温暖化対策地域協議会について、必要に応じて支援を実施

## 4 その他

### 4 その他

**【想定される内容】**

条例の見直し  
報告の徴収 など

第 2 回特別部会議論内容

第 3 回特別部会議論内容

未検討事項

1 条例策定の基本的な考え方

**長期的な視点をもちながら、地球規模で取り組む**  
地球温暖化対策については、長期的な視点を踏まえることとあわせて、その影響が地域に限定されないことから、地球規模で取り組む方向性を盛り込む。その際、市内の事業者の活動が地球規模での温室効果ガスの削減に寄与していることも考慮する。

**速やかに実行に移すべき、具現化可能な取組を規定する**  
地球温暖化対策は、「待ったなし」の状況であることから、速やかに実行に移すべき対策のうち、現時点で具現化可能な取組を規定する。

**川崎市の地域特性を踏まえる**  
わが国経済の一翼を担う京浜臨海部が位置し、その事業者は、優れた環境技術や省エネルギー技術を有していることから、こうした特性を踏まえながら、「環境」と「経済」の調和と好循環を推進する視点にたった地球温暖化対策を規定する。

**様々な主体がそれぞれの役割と責任に応じて削減する**  
事業者、市民がそれぞれの役割と責任に応じて、温室効果ガスを削減する取組を規定する。また、市は、市内最大の事業者の一つとして低炭素型市役所の構築を進めるとともに、温室効果ガスの排出に関係のある施策については、その抑制を図ることを規定する。

**自主的な取組を基本した施策を推進する**  
温室効果ガスは多様な主体から排出されるものであることから、自主的な取組を促すことを基本とした対策を規定する。

**全市的な推進体制を整備する**  
市民、事業者が協働して地球温暖化対策に取り組む体制の整備など、全市的な推進体制について規定する。

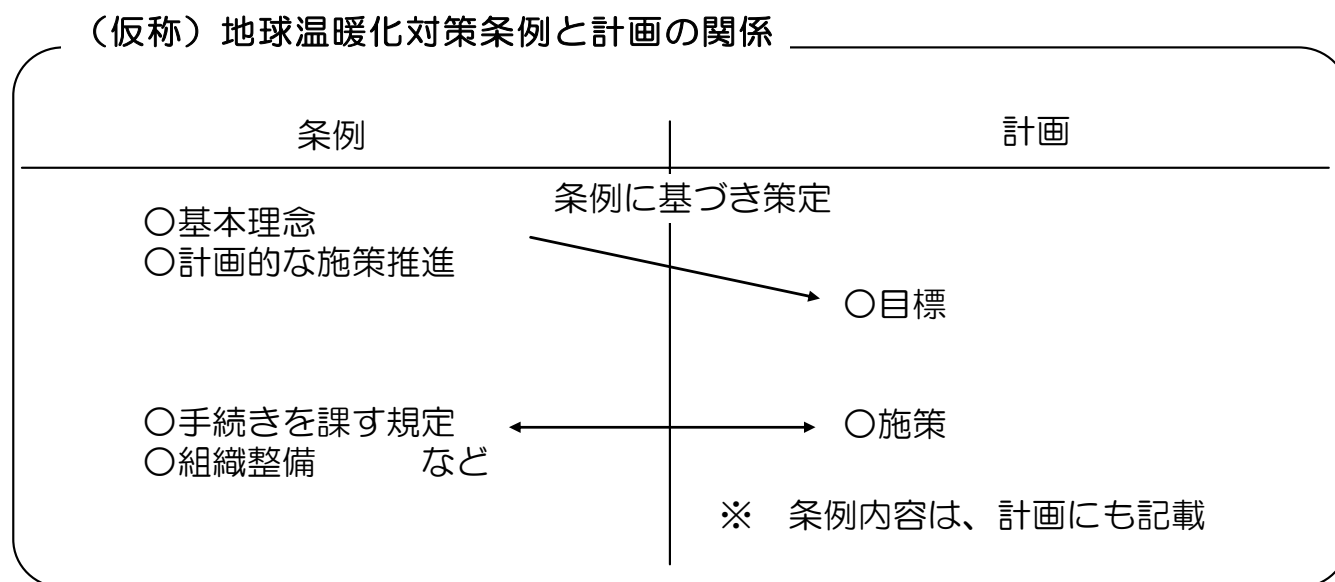
**広域的な連携により推進する**  
国とともに、八都府市など、広域的な自治体との連携とともに、地球温暖化対策にかかわる国際協力の推進などについて規定する。

**他条例と連携し、総合的な地球温暖化対策条例に係る体系を構築する**  
先進的な環境の取組を行ってきており、温室効果ガスの削減に関連する施策が条例で規定されていることから、こうした条例とともに、総合的な地球温暖化対策に係る条例体系を構築する。

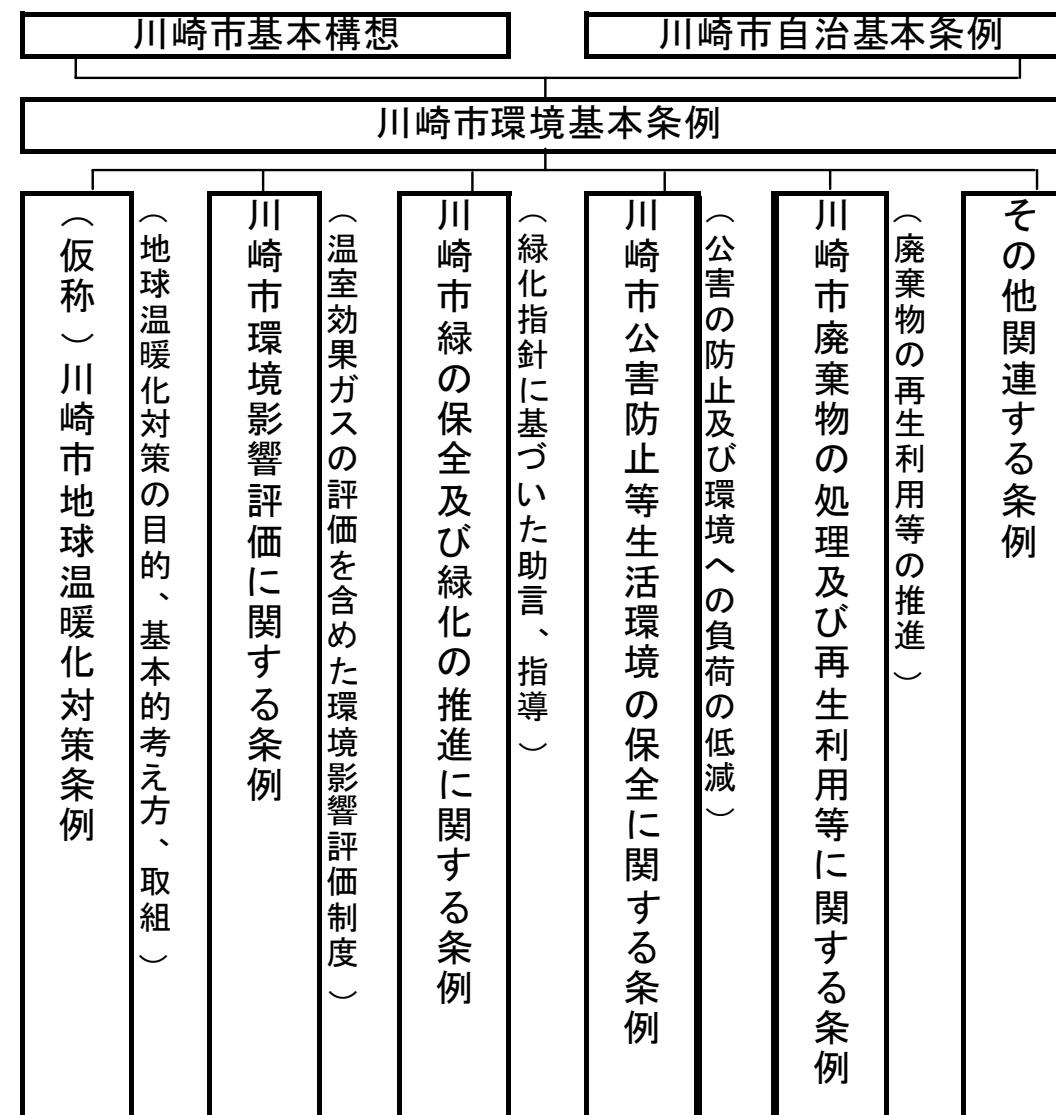
▽

地域の特性を活かしつつ、広域的な視点を踏まえながら、長期的な視点にたって総合的に地球温暖化対策を推進していく「地球温暖化対策のルール」として構築

2 (仮称)川崎市地球温暖化対策条例と計画の関係



3 他条例との関係



※川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例における既存の取組環境配慮書、環境負荷低減行動計画書、自動車環境情報説明制度、アイドリングストップの義務付け、建築物環境配慮制度(CASBEE)を規定  
 ※平成21年2月19日付け川崎市環境審議会答申「窒素酸化物に係る大気環境対策について」の内容を踏まえ、これまでに実施してきた対策に加え、「環境に配慮した運搬制度(かわさきエコ運搬制度)の創設等更なる対策の制度を検討中

参考

